

令和 8 年

衣浦衛生組合第 2 回定例会会議録

令和 8 年 6 月 3 日

令和8年第2回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和8年第2回衣浦衛生組合議会定例会は、令和8年6月3日（水）午後1時30分
衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

管理者の招集あいさつ

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 選 挙 衣浦衛生組合議長の選挙

第5 選 挙 衣浦衛生組合副議長の選挙

第6 同意第1号 衣浦衛生組合監査委員の選任について

第7 同意第2号 衣浦衛生組合監査委員の選任について

第8 議案第7号 クリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良工事の請負契約締結
について

2. 本日の会議に付した事件

(1) 議事日程第1から第8

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1 番 加藤 厚雄

2 番 森下 敏弥

3 番 藤田 宇哉

4 番 中西 里江

5 番 林田かなめ

6 番 荒川 義孝

7 番 神谷 直子

8 番 倉田 利奈

9 番 野々山 啓

10番 福岡 里香

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

管 理 者	杉浦 康憲	副管理者	山本 政裕
副管理者	深谷 直弘	参 与	小池友妃子
事務局長	杉浦 浩二	庶務課長	安藤 理純
業務課長	芝田 啓二		

5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	杉浦 英樹
碧南市環境課長	中川 知之
高浜市市民部長	岡島 正明

高 浜 市 経 済 環 境
グ ル ー プ リ ー ダ ー

都 築 真 哉

6. 出席した事務局職員

庶 務 課 庶 務 係 長

旭 陽 将

業 務 課 課 長 補 佐

糟 谷 勲

業 務 課 課 長 補 佐

富 山 順 子

業 務 課 課 長 補 佐

磯 貝 光 好

7. 会議の経過

(午後 1 時30分開会)

○事務局長（杉浦浩二） それでは、定刻となりましたので、開会に先立ち申し上げます。

今議会は議員改選後、最初の議会でございますので、衣浦衛生組合職員及び組合市の担当部課長等の紹介をさせていただきます。

初めに特別職でございますが、管理者は高浜市長、杉浦康憲でございます。

○管理者（杉浦康憲） 管理者の高浜市長、杉浦です。よろしくお願いします。

○事務局長（杉浦浩二） 副管理者は、碧南市副市長、山本政裕でございます。

○副管理者（山本政裕） 山本です。よろしくお願いします。

○事務局長（杉浦浩二） 同じく、副管理者の高浜市副市長、深谷直弘でございます。

○副管理者（深谷直弘） よろしくお願いします。

○事務局長（杉浦浩二） 参与は、碧南市長、小池友妃子でございます。

○参与（小池友妃子） どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（杉浦浩二） 事務局につきましては、過日の第 1 回組合議会協議会で紹介させていただいておりますので、省略させていただきます。

次に、組合市の担当部課長は、碧南市経済環境部長、杉浦英樹。

○碧南市経済環境部長（杉浦英樹） 杉浦でございます。お願いします。

○事務局長（杉浦浩二） 同じく環境課長、中川知之。

○碧南市経済環境課長（中川知之） 中川です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局長（杉浦浩二） 高浜市市民部長、岡島正明。

○高浜市市民部長（岡島正明） 岡島でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長（杉浦浩二） 同じく経済環境グループリーダー都築真哉。

○高浜市経済環境グループリーダー（都築真哉） 都築でございます。よろしくお願いします。

○事務局長（杉浦浩二） 以上で、衣浦衛生組合職員等の紹介とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先ほど申し上げましたとおり、今議会は議員改選後、最初の議会でありますので、地方自治法第107条の規定によりまして、議長選挙が終わりますまで、年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。本日、御出席の皆様の中で、加藤厚雄議員が年長の議員でございますので、臨時議長の職務を執り行っていただきたいと思います。

それでは、加藤厚雄議員、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（加藤厚雄） ただいま御紹介にあずかりました加藤厚雄でございます。議長選挙が終わるまでの間、臨時議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、令和 8 年第 2 回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。よって会議を開会します。

これより会議に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程表のとおりであります。

○臨時議長（加藤厚雄） これより、管理者の招集挨拶を行います。

○管理者（杉浦康憲） 議長、管理者。

○臨時議長（加藤厚雄） 管理者。

○管理者（杉浦康憲） 皆さんこんにちは。開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

このたび、当組合議会の議員に選出された議員各位におかれましては、御多忙の中、御参集いただき、ここに令和8年第2回衣浦衛生組合議会定例会を開会できますことを、心より厚く御礼申し上げます。

当組合が担う環境行政は、住民生活に密接にかかわる重要な事業であり、今後とも構成市と連携しながら、住民の皆様の安心安全を第一に、適切な施設運営と環境行政の推進に努めてまいります。

さて、本日は私どもから同意案件2件、請負契約締結議案1件を上程させていただきます。何とぞ慎重御審議の上、原案どおり、御可決賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶と変えさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（加藤厚雄） ただいま、管理者の招集挨拶が終わりました。

○臨時議長（加藤厚雄） 日程第1、議席の指定を行います。会議規則第2条第1項の規定により、推薦により定めることとなっています。現在の仮議席を議席と定めることといたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（加藤厚雄） 異議なしと認めますよって、次のとおり決定いたしました。

1番、加藤厚雄議員、2番、森下敏弥議員、3番、藤田宇哉議員、4番、中西里江議員、5番、林田かなめ議員、6番、荒川義孝議員、7番、神谷直子議員、8番、倉田利奈議員、9番、野々山啓議員、10番、福岡里香議員、以上であります。

○臨時議長（加藤厚雄） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において、2番、森下敏弥議員及び7番、神谷直子議員を指名いたします。

○臨時議長（加藤厚雄） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（加藤厚雄） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○臨時議長（加藤厚雄） 日程第 4、衣浦衛生組合議会議長の選挙を行います。選挙の方法は、投票によることといたします。

選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（加藤厚雄） ただいまの出席議員は10名であります。投票用紙を配付いたします。

○8 番（倉田利奈） 議長、動議。

○臨時議長（加藤厚雄） 倉田議員。

○8 番（倉田利奈） 今から、議長の選出をするということなのですが、私は今回、碧南の議員さんから議長を選ぶということで申合せになっているのですが、全くもってどの方がふさわしいのかということが分かりませんので、ぜひとも立候補で、どのような議会を目指すのか表明していただかないと投票できません。なので、そういった形でお願いしたいと思います。

○臨時議長（加藤厚雄） この動議について、賛成の議員はみえますか。

〔「賛成」という者あり〕

この動議は成立いたしましたので、立候補をするかどうかということについての採決をいたしたいと思います。議長選挙する前に、立候補の表明等をするということに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手 少数〕

○臨時議長（加藤厚雄） 挙手少数でありますので、従来のとおり、議長選挙を行いたいと思います。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（加藤厚雄） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（加藤厚雄） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（加藤厚雄） 異状なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○臨時議長（加藤厚雄） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（加藤厚雄） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○臨時議長（加藤厚雄） 開票を行います。

お諮りいたします。

会議規則第31条の規定により、立会人に、2番、森下敏弥議員及び7番、神谷直子議員を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（加藤厚雄） 異議なしと認めます。

よって、立会人に森下敏弥議員及び神谷直子議員を指名いたします。

森下敏弥議員及び神谷直子議員、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（加藤厚雄） 選挙の結果を報告いたします。投票総数10票、有効投票8票、無効投票2票、うち白票2票。有効投票中加藤厚雄議員8票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、私、加藤厚雄が議長に当選をいたしました。

本席から会議規則第32条による当選の告知をいたします。議長席から、自分事でありますので、就任の御挨拶をさせていただきます。

多くの方の皆様の推挙を得て、今回の議長を拝命させていただきました。碧南市また高浜市市民のために、しっかりと議案等を慎重審議できるように努めてまいります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤厚雄） 日程第5、衣浦衛生組合議会副議長の選挙を行います。選挙の方法は、投票によることといたします。

選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（加藤厚雄） ただいまの出席議員は10名であります。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（加藤厚雄） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤厚雄） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（加藤厚雄） 異常なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票をお願いします。
点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（加藤厚雄） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤厚雄） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○議長（加藤厚雄） 開票を行います。

お諮りいたします。

会議規則第31条の規定により、立会人に、2番、森下敏弥議員及び7番、神谷直子議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤厚雄） 異議なしと認めます。

よって、立会人に森下敏弥議員及び神谷直子議員を指名いたします。森下敏弥議員及び神谷直子議員、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（加藤厚雄） 選挙の結果を報告いたします。投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票、うち白票0票。有効投票中、荒川義孝議員8票、倉田利奈議員2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、荒川義孝議員が副議長に当選されました。ただいま当選されました荒川義孝議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条による当選の告知をいたします。

荒川義孝議員を御紹介いたします。御当選の御挨拶をいただきます。

○副議長（荒川義孝） ただいま多くの議員の皆様に御推挙を賜り、副議長という大役を拝しましたこと、心よりお礼を申し上げます。加藤議長を補佐し、円滑なる議会運営に務めますので、今後とも御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、私の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（加藤厚雄） 日程第6、同意第1号 衣浦衛生組合監査委員の選任についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（杉浦浩二） 議長、事務局長。

○議長（加藤厚雄） 事務局長。

○事務局長（杉浦浩二） それでは、ただいま議題となりました同意第1号 衣浦衛生組合監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、衣浦衛生組合監査委員識見を有する者の選任について、下記のとおり議会の同意を求めるというものでございます。同意を賜りたい方は、一つ、氏名、小林尚氏。二つ、生年月日、三つ、現住所につきましては、ここに記載のとおりでございます。

識見を有する監査委員につきましては、令和8年6月2日付をもって、任期満了となりますので、その後任として、小林尚氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるというものでございます。

なお同氏の経歴等は、参考資料1に掲げてあるとおりでございますので、御参照ください。

以上で、同意第1号の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤厚雄） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（加藤厚雄） 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 今回、小林氏の選任ということで、碧南市の方で税理士特定保険、社会保険労務士をされているということなのですけれども、碧南市で同じような職務されている方、他にも見えるのですけれども、今回、小林氏を選任した理由についてお聞かせください。

○庶務課長（安藤理純） 議長、庶務課長。

○議長（加藤厚雄） 庶務課長。

○庶務課長（安藤理純） まず、識見を有する監査委員につきましては、法令等において選任方法までは定められてはおりませんが、本組合におきましては、構成市間の均衡や監査機能の中立性への配慮の観点から、これまで管理者が属さない市の代表監査委員を選任する運用が継続されてきたものでございます。

したがいまして、今回につきましても、その考え方を踏まえ、選任をお願いするものでございます。

ほかにも最適な候補者がいるのではという御質問でございますが、おっしゃるとおり、識見を有する監査委員につきましては、様々な方が候補となり得るものだと認識しているところでございます。しかしながら、組合の予算の大部分は、碧南市と高浜市からの分担金で成り立っておりまして、両市の財政状況とも、密接に関係している性質上、構成市の代表監査員にお願いすることは、一定の合理性があると認識している次第でございます。

以上でございます。

○議長（加藤厚雄） ほかに質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤厚雄） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、同意第1号の採決をいたします。本件は、原案のとおり、同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤厚雄） 挙手全員であります。

よって同意第1号は原案のとおり同意されました。

○議長（加藤厚雄） 日程第7、同意第2号 衣浦衛生組合監査委員の選任についてを議題といたします。この際、地方自治法第117条の規定により、野々山啓議員の退席を求めます。

〔野々山啓議員退席〕

○議長（加藤厚雄） 本件について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（杉浦浩二） 議長、事務局長。

○議長（加藤厚雄） 事務局長。

○事務局長（杉浦浩二） ただいま議題となりました同意第2号 衣浦衛生組合監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、衣浦衛生組合の監査委員、議会議員のうちから選任するものの選任について、下記のとおり、議会の同意を求めるというものでございます。同意を賜りたい方は、1つ、氏名、野々山啓氏。2つ、生年月日、3つ、現住所につきましては、ここに記載のとおりでございます。

それでは、次のページの参考資料1を御覧ください。

組合議会議員選出の監査委員につきましては、衣浦衛生組合議会議員の改選により、欠員となっておりますので、新たに野々山啓氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるというものでございます。

なお、同氏と経歴等につきましては、ここに記載のとおりでございますので、何とぞ慎重審議の上、速やかに御同意を賜りますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（加藤厚雄） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（加藤厚雄） 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 野々山氏を今回、監査委員として選任された理由についてお聞きしたいの

ですけれども、昨日、議長のほうから推薦あったということなのですが、私は彼は推薦しておりませんので、推薦した上でこちらの衛生組合の事務局の方で、事務局ではないですね。管理者を筆頭とする管理者が、野々山氏を選任したということになると思うので、その選任理由をぜひ管理者からお聞かせいただきたいと思います。

○庶務課長（安藤理純） 議長、庶務課長。

○議長（加藤厚雄） 庶務課長。

○庶務課長（安藤理純） 野々山議員をどのように選任されたかという御質問でございますが、議会選出の監査委員につきましては、申合せ事項により、議長の属する市以外の市の議員の中から選出すると規定されております。このため、組合といたしまして、申合せ事項の規定に基づき、組合管理者から高浜市長宛てで推薦の依頼をさせていただき、これにより、御推薦いただきました議員を選任させていただいたものでございます。

以上でございます。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（加藤厚雄） 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 推薦はいいのですが、推薦していただいた上で、本当にふさわしいかどうかというところは、協議を全くされなかったってことですか。推薦されたから、そのまま選任。野々山氏を、同意を求めるということで、今回選任されたということですか。

○庶務課長（安藤理純） 議長、庶務課長。

○議長（加藤厚雄） 庶務課長。

○庶務課長（安藤理純） そのとおりでございます。

○議長（加藤厚雄） ほかに。ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（加藤厚雄） 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 同意第2号 衣浦衛生組合監査委員の選任について、反対の意見を申し上げます。野々山氏は、令和5年4月の高浜市議会議員選挙において議員となりました。高浜市議会議員として、まだ1期目であります。そして、衣浦衛生組合議員としても1期目であります。監査委員は、公金の適正な使用と、行政の透明性を確保することであることから、1期目の議員が監査委員として職務を全うすることは、私は非常に難しいと考えます。

昨年、野々山氏は、衣浦衛生組合議員に就任いたしましたが、この議会において一度も御発言がございません。どこまで、この衣浦衛生組合の業務や予算執行など、御理解いただいているのでしょうか。私も1期目は、右も左も分からない状態でしたので、とても監査の職を受けることについては、考えられませんでした。

これまで行政経験がある方及び弁護士、税理士、行政書士といった職歴や資格がある方であれ

ば、1期生でも務まる可能性があると思いますが、そういった経験がない方が監査委員の職を担うことについて、我々は責任を持って同意できないのではないのでしょうか。

また、現在、高浜市は財政状況について破綻していると言っても過言ではありません。碧南市は昨年、財政非常事態宣言を発令した一方、高浜市ではそういった宣言はしておりませんが、この令和8年度の予算編成では、財政調整基金が7億1,000万円となっています。しかし、この7億1,000万円は、7億5,400万円減収補填、いわゆる借金をして残ったお金です。よって、この借金をしなければ、財政調整基金はゼロの上、4,400万円の赤字でした。このような状況になったのは、行政のみならず、当局の提案に全て賛成してきた議員も責任の一端を担っています。私は、このような事態になることが予測されていたため、予算決算に反対してきましたが、野々山氏は賛成してきた議員であります。持続可能な財政運営をしてこなかった行政に対し、野々山氏は、議員としての役割を果たしてきたと言えるのでしょうか。

今後、クリーンセンターは、小規模基幹的改良工事に着手する予定で、約40億円もの費用をかけていくことになります。高浜市の年間予算の約5分の1の費用をかけることになることから、この工事についても、今後、しっかり監査していただく必要がありますが、その監査委員の役に、野々山氏はふさわしくないと考えることから、反対を表明いたします。

以上です。

○議長（加藤厚雄） ほかに討論はありませんか。

○7番（神谷直子） 議長、7番。

○議長（加藤厚雄） 神谷議員。

○7番（神谷直子） それでは、同意第2号 衣浦衛生組合監査委員の選任について、議長のお許しをいただきましたので、賛成討論をさせていただきます。

今回、監査委員として同意第2号にあります野々山議員ですが、確かに高浜市議会議員として、1期目でございます。ですが、非常に冷静沈着で発言されるときには、しっかりと発言される方でございます。この議会においては発言がないと御発言がありましたが、高浜市議会では、しっかりとものをきちんと申される方です。

また、前職の経験の中で社内の監査もされたことがあり、議会議員のうちから選任されるにふさわしい方だと考えております。全議員の賛成の同意をいただけますようお願いを申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（加藤厚雄） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤厚雄） ほかに討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、同意第2号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり、同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤厚雄） 挙手多数であります。

よって同意第2号は、原案のとおり同意されました。

除斥されております野々山啓議員に関する事件は終了いたしましたので、野々山啓議員の出席を求めます。

〔野々山啓議員着席〕

○議長（加藤厚雄） 日程第8、議案第7号 クリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良工事の請負契約締結についてを議題といたします。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（杉浦浩二） 議長、事務局長。

○議長（加藤厚雄） 事務局長。

○事務局長（杉浦浩二） ただいま議題となりました議案第7号 クリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良工事の請負契約締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び衣浦衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例（昭和41年）衣浦衛生組合条例第3号第2条の規定により、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決を求めるというものでございます。

議決を賜りたいものは、1、契約の目的といたしまして、クリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良工事。

2、契約の内容としまして、（1）受入供給設備一式、（2）燃焼設備一式、（3）燃焼ガス冷却設備一式、（4）排ガス処理設備一式、（5）余熱利用設備一式、（6）通風設備一式、（7）灰出し設備一式、（8）給排水設備一式、（9）排水処理設備一式、（10）電気・計装設備一式、（11）建築設備一式でございます。

3、契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約でございます。

4、契約の金額は、金39億4,834万円です。なお、うち消費税及び地方消費税の額、金3億5,894万円、予定価格に対する落札率は、100%でありました。

5、契約の相手方は、兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号、株式会社神鋼環境ソリューション、取締役社長、奥村英樹氏であります。

それでは、参考資料について御説明申し上げますので、参考資料1を御覧ください。

なお、先ほど御説明いたしました項目につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、2、工事施行場所は、碧南市広見町1丁目1番地1。

3、工事の内容につきましては、参考資料2の処理工程概要図にて説明しますので、参考資料2を御覧ください。

工事箇所につきましては、フロー図内の該当箇所を点線で囲い、それぞれに黄色で網掛けした設備名を示しており、また、資料右側には工事項目をお示ししております。なお、フロー図内に該当表記のない設備機器につきましては、その他設備として、大きなくりで示しております。

はじめにフロー図の左側にございます（１）受入供給設備では、ごみ計量機更新をはじめ５項目の工事を。その右側にございます（２）燃焼設備では、主燃焼装置部分更新及び後燃焼装置更新工事を。図の中央付近にございます（３）燃焼ガス冷却設備では、ボイラ循環水ポンプ更新をはじめ３項目の工事を。上段にございます（４）排ガス処理設備では、バグフィルタ及び無触媒脱硝装置の部分更新工事を。その左側にございます（５）余熱利用設備では、予備ボイラの更新工事を。右上にございます（６）通風設備では誘引送風機部分更新をはじめ４項目の工事を。また、その下段にございます（７）灰出し設備では、混練成型機更新をはじめ７項目の工事を。次にフロー図に該当箇所はございませんが、その他設備として、（８）給排水設備では、機器冷却水冷却塔及び逆洗用ブロワの更新工事を。図の右下の（９）排水処理設備では、曝気用ブロワの更新工事を。その他設備の（１０）電気・計装設備では、分散型制御装置DCS部分更新をはじめ５項目の工事を。同じく、その他設備の（１１）建築設備では、灰ピット等躯体部分更新をはじめ３項目の工事を。合計１１設備３５項目の工事を行うものでございます。

続きまして、裏面を御覧ください。

こちら、工事費の年度別予定表となっており、各工事費の金額を補助事業分、単独事業分ごとにそれぞれお示ししております。

なお、最下段の工事費合計の欄中、年度支払い額につきましては、令和８年、令和９年度は工事費計に対し出来高の９０％、また、令和１０年度は精算払いを予定するものでございます。

以上が、工事の内容の説明でございます。

それでは、参考資料１の３ページにお戻りください。

それでは、７、工期は令和８年６月４日から令和１１年３月１６日まで。

８、その他の契約条項は、地方自治法、地方自治法施行令、衣浦衛生組合契約規則等によるものでございます。

９、予算措置は、令和８年度衣浦衛生組一般会計、３款衛生費、１項清掃費、３目ごみ処理費、１４節工事請負費及び債務負担行為でございます。

次に、議決事項ではございませんけれども、工事関連事業の説明をさせていただきます。

本日、机の上に配付させていただきました参考資料３を御覧ください。クリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良工事施工監理業務委託の概要について説明させていただきます。

１、委託名は、クリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良工事施工監理業務委託でございます。

２、委託場所は、碧南市広見町１丁目１番地１。

３、委託の内容につきましては、（１）設計監理業務は工事施工業者より提出されるアからオ

までの実施設計図書等の審査業務。（２）施工管理業務は、アの施工承諾申請図書等の審査、イの実実施設計に基づく工程の管理、ウの完了検査等の立会い及び補助を行うものでございます。

裏面を御覧ください。

４、契約の方法は、指名競争入札によるものでございます。

５、契約の金額は、金2,530万円。なお、うち消費税及び地方消費税の額は、金230万円、予定価格に対する落札率は、78.8%でありました。

６、契約の相手方は、名古屋市中区丸の内1丁目16番15号、中日本建設コンサルタント株式会社、代表取締役社長、庄村昌明氏であります。

７、委託期間は、令和8年5月29日から令和11年3月31日まで。

８、その他の契約条項は、地方自治法、地方自治法施行令、衣浦衛生組合契約規則等によるものでございます。

９、予算措置は、令和8年度衣浦衛生組合一般会計、3款衛生費、1項清掃費、3目ごみ処理費、12節委託料及び債務負担行為でございます。

以上、議案第7号 クリーンセンター衣浦小規模基幹的設備改良工事の請負契約締結について、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤厚雄） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○10番（福岡里香） 議長、10番。

○議長（加藤厚雄） 福岡議員。

○10番（福岡里香） それでは、5点質問をさせていただきます。

まず1点目に、事前説明会では、ごみクレーン、後燃焼装置及び分散型制御システムが重要機器であるとの説明がありましたが、その概要の説明資料、参考資料では、これらの設備は、令和8年度中に進捗率100%を達成する項目には含まれていません。そこで、これら重要機器の更新スケジュールについて、令和8年度から令和10年度までの工程をどのように予定しているのか、お聞かせください。

2点目に、本工事のような、長期間にわたる契約において、近年の資材価格や人件費の上昇など、物価変動リスクをどのように契約を反映していくのか。また、契約期間中に大幅な物価変動が生じた場合には、どのように対応するお考えなのか、お聞かせください。

3点目に、今回の工事をする事で、どのくらいの耐用年数を見込んでいるのか。その中でも特に高額な分散型制御装置部分更新、二次燃焼室出口煙道部分更新、後燃焼装置更新について、それぞれ更新後に何年間の延命効果を見込んでいるのかお聞かせください。

4点目に、先日、視察させていただいた際に、ごみクレーンのバケット部分について摩耗や老朽化が進んでいるとの説明を受けましたが、現在の設備の状態をどのように評価しており、更新までの間も安定稼働に支障はないと判断しているかの理由についてお聞かせください。

最後に、本工事の実施により、二酸化炭素排出量はどの程度削減される見込みなのか、お聞かせください。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（加藤厚雄） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） ごみクレーンにつきましては、令和9年度で工事完了を見込みしております。あと、重要設備で申されたのが、後燃焼装置の部分更新でございます。こちらにつきましては、令和10年度に工事完了予定でございます。あと分散型制御装置のDCSでございますが、こちらにつきましては、令和9年度の整備予定となっております。

続きまして、物価変動のところをいただきました。衣浦衛生組合の工事請負約款におきましては、物価変動のときは、協議をして、変更を定めることができるという規定がございますので、そういった場面に当たりましては、約款に基づき手をさせていただきたいと思っております。

次に、工事による耐用年数の御質問いただきました。概ね、機械物につきましては、10年から15年というものが多いのですけれども、ごみクレーンにつきましては、耐用年数がバケット部分が5年から15年となっております。

あと、後燃焼装置のところでございますけれども、10年から15年。あと、DCSにつきましても、5年から10年ということになってございます。

あと、バケットの点検の御質問をいただきました。こちらにつきましては、通常の点検作業がございますので、そちらで点検の状況を確認いたしております。

あと、CO₂の削減のところございました。今回の工事で、3.8%の減を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（加藤厚雄） 福岡議員。

○10番（福岡里香） ごみクレーンのバケットの点検をされているということですが、点検をしていけば、更新までは大丈夫ということでしょうか。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（加藤厚雄） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） そのようなところで、今回の工事を計画させていただいております。

○議長（加藤厚雄） ほかに。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（加藤厚雄） 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 今の、まず契約金額の説明でいくと、いわゆる衣浦衛生組合。ここが作った設計金額と丸々一緒ということですか。これ、100%と先ほどおっしゃったのですけれども。私びっくりしたのですけれども、これ、全く一緒ということなのではないでしょうか。まずそれを確認したいと思います。なぜ、そんなことが起きてしまうのかということがよく分からないので、まずお願いしたいのと。

あと、この小規模基幹改良工事に当たりまして、いわゆる衣浦整備構想を作成されてきたのですけれども、この整備構想を作成した結果、新設ということで、それを前提にこの基幹改良工事を進めてきたのですけれども、現在いったん立ち止まるということで、今、新設案がなくなったのですよね。この新設案がなくなったっていうことで、今後どうなるのかというのが全く見えてないのですけれども、それによって、工事の変更があったのかなかったのか、それについて、まず教えていただきたいのと、あればどういうところがあるのか、教えてください。

それから、当初2039年まで、この施設を活用して、安城市と広域化するという計画でありました。安城市さんが広域化しないということだったので、整備構想も改定したのですよね。わざわざお金かけて改定した。改定したのだけれども、では、この2039年までのその整備構想のときの計画、それから現在の計画、それによって、これ、工事計画とか、工事箇所、工事内容、これは変わってくるものがあったのでしょうか。もしあれば、その部分について詳しく教えてください。

それから次にごみ計量機器更新についてなのですが、これはなぜわざわざ随意契約の今回の中に含めたのか、これは別枠で契約もできたと思うのですよね。ここについて、なぜ随意契約で、今回の大規模の改修に含めたのか教えていただきたいのと、ごみ計量機器更新、これについて衛生組合のこれ設計金額というのはいくらであったのか教えてください。

次、28億8,852万3,000円のこの補助事業費のうち、実際に幾ら補助金として交付される予定なのか教えていただきたいのと、あと単独事業分については、これ基金を活用すると思うのですけれども、基金は幾ら活用して起債は幾らになる予定なのか。それから、基金活用後の基金残高が幾らになるのかについても教えてください。

それから、起債の返済期間及びこれ金利は幾らを見込んでいるのか、毎年の返済計画についても詳しく教えてください。この返済計画を多分作られているので、それによって両市にどれぐらい今後、負担金が増えるかという説明も多分していると思うので、どのような場所で誰にそれ説明をしているのかというところ、いつ説明したのかということについてもお聞かせください。

それから、さっきの福岡議員の質問で、びっくりしたのですけれども、質問のメモが出てなくなってしまったのですけれども、約款で協議するみたいな話があったのですよね、その物価高騰について。多分、もう仮の契約というのは作成されて、もうあと本契約に行くだけになっているかと思いますので、これ、仮の契約上はどのようになっているのか、これを詳しく教えていただかないと、非常に、今後、両市の負担があまりにも増えてしまうことにもなりかねませんので、その部分についても、詳しく教えていただきたいと思います。

取りあえず、そこまでお願いいたします。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（加藤厚雄） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） まず、設計金額をどのような形でというところでございます。今回の

設計につきましては、昨年度に業務委託をいたしました小規模基幹的設備改良工事発注仕様書作成業務委託におきまして、専門のコンサルタントさんが作成をしております。設計方法でございますが、環境省の循環型社会形成推進交付金交付取扱要項のほか、環境省の各種通知、各種技術資料、整備マニュアル、廃棄物処理施設整備の手引き、会計検査院の指摘事項等を参考に積算をしております。

しかしながら、コンサルが積算した設計額よりも、プラントメーカーから徴収した見積額のほうが安価であったため、メーカー見積もり額を設計価格といたしております。ということで、設計額イコール見積額ということとなります。

整備構想の部分につきましては、後ほどお答えをさせていただきます。

あと、計量機のところにつきましても、設計額の御質問がありました。計量機の設計額は、4,489万6,000円でございます。

あと、物価スライドのところの御質問をいただきました。約款につきましては、26条に賃金または物価の変動に基づく、請負金額の変更ということが記載されております。これに基づいて行っていくつもりでございますけれども、もう少し具体的に言えば、令和8年度は物価スライドの協議により行わない。令和9年、10年については、必要に応じ、協議を実施していく予定でございます。

○庶務課長（安藤理純） 議長、庶務課長。

○議長（加藤厚雄） 庶務課長。

○庶務課長（安藤理純） まず2つ目の御質問のところで、整備構想がそもそも新設が前提となっているということでございましたが、こちらがまず違っておりまして、整備構想につきましては、既存施設を再延命化する場合と、新設については2パターンと、外部委託案ということで、3案4パターンについて、比較検討をさせていただいたものでございます。今回、新設ということで進めていたところが立ち止まったことによりまして、工事の変更があったかという御質問かと思いますが、そもそもこの整備構想は新設であろうとも、既存設備の再延命化につきましても、同様に必要な工事でございますので、工事の内容の変更はございません。

3点目で、2039年度まで安城市と広域化を進めておったところが断念され、安城市は2051年まで延命化をすることになったことによって変わった内容があるかという御質問かと思いますが、これについても工事につきまして、変更した部分はございません。

次に、交付金と基金と起債の御質問でございますが、まず、工事費3億9千483万4千円に對しまして、国庫補助金交付金が9億6,283万9,000円、地方債が25億2,770万円、施設整備基金が4億5,780万1,000円でございます。この基金を使った後の残高につきましては、おおよそ2億円程度と考えております。

続きまして、起債の返済計画につきましても御質問があったかと思いますが、まず起債の返済計画で、詳細な資料が今、手元にございませんで、毎年幾らを返済するかというところは、こ

の場ではお答えはできませんが、25億5,000万円の借入れに対しまして、利子が約2億円ということで、元金の総金額につきましては、27億円余となる予定です。こちらを例えば10年で割り戻しますと、1年当たり2億7,000万円程度になると考えております。

それから、どのような場所でいつ誰に説明したかという御質問がございました。こちらにつきましては、毎年行っている碧南市、高浜市の財政部局を交えました予算査定会議、毎年10月頃に行っているところで説明をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

一点、訂正させていただきます。冒頭で工事費を3億9,000万円と申し上げたところ、こちら39億円の間違いでございますので、よろしくお願いいたします。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（加藤厚雄） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） すみません。たくさん質問いただきましたので、答弁漏れがございましたので、お答えをさせていただきます。

ごみ計量機の御質問をいただきまして、ごみ計量機は、議員御承知のとおり、ごみの重さを測るための装置でございますが、既存の計量システムと連動しており、このシステム自体が、当初、神鋼環境ソリューションの前身の会社によって、当組合のオリジナルにカスタマイズされたものでありますので、今回の工事に含めさせていただいております。

以上でございます。

○8番（倉田利奈） 8番、倉田。

○議長（加藤厚雄） 倉田議員。

○8番（倉田利奈） 今オリジナルと言われたのですけれども、機器全部変えるのではないのですか。どういうふうなのですか。よく分からないのですけれども。私はもちろん、これを随意契約でやれると思っていないので、なので、あえてお聞きしているのですけれども、この更新内容についてよく分かりません。全く全部機器を変えるわけではなくて、どういった部分を変えるのでしょうか。オリジナルがあると言われたのですけれども、どういうオリジナルなのか、全然分からないので、教えていただきたい。

あと、先ほどの契約なののですけれども、やはりこれすごく重要です。今後、両市の負担がどれくらい大きくなるかという非常に大きな問題なののですけれども、今必要に応じと言われたのですけれども、これ必要に応じではなく、例えば高浜市でいくとPFI事業だと、この物価指数によってこれが上がったなら協議するとか、事前にそれ決めているのですよね。それもなければ、必要に応じというのは、あまりにもアバウトすぎると思うのですけれども、そういった契約なのか。契約もちろん、もう案ができていますと思いますので、その部分しっかりお答えいただきたいというのと、あと、先ほどのそのクレーンのバケットのことなののですけれども、5年から10年、15年、すごい幅があるのですよね。実際、私もガラス越しに見たところ、本当に老朽化と

いうか、非常にこのままでいいのかなという不安があるのですけれども、今、令和9年度ですね、これ。工事が8年度ではなくて、今年度ではなくて、なんでこれ9年度に回したのかと思うと、今お答えいただいたように、それまで持つという話なのですけれども、これ、万が一そこまで持たなかった場合というのは、これ非常に不安なのですけれども、特にこれは補助事業分があるのですよね。これ、補助事業分があるということは、多分、国の交付対象になっているのかなと思うと、そうなった場合、その間に万が一壊れて、何か修理なり何かしなければいけないとなった場合は、やはりそれ補助金が使えないということにならないのかというところが非常に不安なので、その辺りしっかりお答えいただきたいと思います。

取りあえずそこまでお願いします。

それから、コンサルに設計をお願いしたということなのですけれども、先ほど説明で、またこれ、委託ですよね。委託をして、最後のいわゆる完了検査の補助をしていただくということなのですけれども、いわゆる職員が完了検査をやるということになるのかなと思うのですけれども、現在、その完了検査ができるような技師とか、1級建築士、2級建築士、そういった方はいらっしゃるのかなと、今、不安があるのですけれども、その辺りの完了検査はどのように行うのか教えていただきたいと思います。

それから、今の話で、コンサルに委託したということで、コンサルはいわゆるどんなものでもそうですよね。例えば、家でお風呂を買いますとか、なんか買いますと言っても、いわゆるメーカー希望価格みたいなものがあって、それより大体安くなると、6掛けとか7掛けとか、大体8掛けぐらいは行くと思うのですけれども、なのではっきり言って、神鋼さんの見積もりが安くなるというのは当たり前になるのかなと思うのですけれども、そういったところで、じゃあ、そのコンサルの金額、それから神鋼環境のこの見積もり、これ非常に難しいと思うのですよね。どの金額でというところが。これはどういう過程を経てやったのか、そこを詳しく教えていただけますか。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（加藤厚雄） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） 基本的には計量機は現在のシステムと連動をしているというところがありますので、切っても切り離せないものであると認識をしております。

あと、物価変動のところで御質問いただきました。こちらの先ほど言いましたけれども、契約約款の26条で規定がされておまして、もう少し具体的に2号のあたりをお読みしたほうが、きっと理解をいただけると思いますので。発注者または受注者は工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後、日本国内における賃金水準、または物価水準の変動により、請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対し、請負代金額の変更を請求することができる。

2号で、発注者または受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額と変動後残工事代金との差額のうち、変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負

代金額の変更に応じなければならないということで、こういった形で変更が認められておるというものでございます。

あと、クレーンのバケットの部分の御心配をいただく御質問いただきました。基本的には先ほど申しましたように、基礎的な点検作業等で日常点検をしております。バケットは2個ございますので、1つ故障しても、もう1つのほうで代替運転ができますので、その間に修理して、元の状態に戻すというような形で考えております。

あと、コンサルのところと設計のところと御質問いただきました。コンサルの設計額がコンサルが弾いた設計額が、税込みで40億3,700万円、今回の設計額にさせていただきました業者からの見積額が39億4,834万円、コンサルのほうが886万6,000円高額であったことから、見積額を予定価格とさせていただいております。

○庶務課長（安藤理純） 議長、庶務課長。

○議長（加藤厚雄） 庶務課長。

○庶務課長（安藤理純） 1級建築技士等がいらない中、完了検査をどのように行っていくのかという御質問だったかと思いますが、こちらにつきましては、識見を有する専門のコンサルタントの指導のもと、職員で行っていくものと考えております。

以上でございます。

○8番（倉田利奈） 8番、倉田。

○議長（加藤厚雄） 倉田議員。

○8番（倉田利奈） すみません。意図が違っていたりするのですけれども、質問の。バケットの件なのですけれども、バケットは結局、この間に、例えばこれ令和9年度に直すと言っているのだけれども、令和8年度に、もうこれを直さないで仕方がないよということに、今の話だと2機あるのですか。両方ともは不具合はないということでよかったのですかね。もしその間に直すということになると、これは補助対象になるのか、ならないのか、それをお聞きしたので、そういったことはないという前提のお答えだったのですかね。ちょっとそこがよく分からなかったのと。

あとごみ計量機器の更新なのですけれども、現在のシステムの連動と言われているんですけど、これはこの項目を見ると、部分更新。いいですか、お話しして。お話をされていますけれども、いいですか。この項目を見ると、部分更新ではなくて、全2機と書いてあって機器更新、これ、全部丸ごと変えるということではないという意味ですかね。先ほどから現在のシステムと連動連動とおっしゃっているのですけれども、私はこれを全部、取っかえ引っかえするのかなと思っていたのですけれども、そうではないという理解になるのですか。もしそうであれば、システムの連動とか云々というのが理解できないので、その辺り理解できるような御答弁をいただきたいと思っております。

それから、今の御答弁で行くと、結局、技師とか1級建築士とか2級建築士が今、現在いない

ということで、いわゆる事務の職員が委託業者と完了検査を行うということになるということですね。今、いないということですね。そこを確認したいと思います。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（加藤厚雄） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） バケットの件で質問をいただきまして、ごみクレーン令和9年の補助事業になりますので、その前に壊れてどうしてもやらなければいけなくなった場合は、単独でやるのか、県に相談するのかという形になりますけれども、いずれ2個あるので何とかそれでやりくりをしていきたいと考えております。

計量機の件で御質問いただきました。計量機につきましては、先ほどから申しているように、システムの連動性もあるということで、一緒にやらせていただきます。

技師が、現在、不在ではないかという御質問いただきました。確かに、今1級建築士を持った職員はおりません。私の前の前には、1級建築士を持った業務課長がおりましたけれども、今はおりませんので、そういう状況になっております。

○8番（倉田利奈） 議長、8番。

○議長（加藤厚雄） 倉田議員。

○8番（倉田利奈） すみません、答弁漏れなのですけれども、今言っているこのごみ計量機器更新、これは丸ごと取り替えてしまうということではないということですか。これは部分的な更新ということですか。ずっと、システムと連動とおっしゃっているのですけれども、そこがよく分からないので、さっき説明をお願いしたのですけれども、今の説明だと分からないし、これ答弁漏れなのかもよく分からないのですけれども、そこの説明をお願いします。

○業務課長（芝田啓二） 議長、業務課長。

○議長（加藤厚雄） 業務課長。

○業務課長（芝田啓二） すみません。答弁、もうちょっとしっかりと細かくお答えすればよかったですけれども、システム自体はそのまま残しております。今回更新するのは、ロードセルという部分で、こちらの部分を更新させていただきます。

○議長（加藤厚雄） ほかに質疑はありませんか。

○3番（藤田宇哉） 3番、藤田。

○議長（加藤厚雄） 藤田議員。

○3番（藤田宇哉） 先ほど倉田議員の質問に関連してなのですけれども、単純に確認なのですが、この参考資料2の部分で、何々の更新（一式）と書いてある部分と、全何基と書いてある。この一式と何基の表記の基準を教えてください。

○庶務課長（安藤理純） 議長、庶務課長。

○議長（加藤厚雄） 庶務課長。

○庶務課長（安藤理純） 御質問の全1基とか一式の表記の違いは何かという御質問でございま

す。まず、全2基、全1基と全が付いているものは、2基か1基しかないと、全部で2基中の2基を更新するというものでございます。全が付いていない1ページの(4)排ガス処理施設のバグフィルタ更新、例えば、こちらが1基という表記になっておりますが、こちらにつきましては、1号炉、2号炉ある2基あるうちの1基を更新するという表記でございます。また、こちらの一式の部分につきましては、機械として1つの機械というものではなく、設備丸々と一式変えるというような表現となっておりますので、1つ、2つと数えられない表記を一式と表現しておるのでございます。

以上でございます。

○議長（加藤厚雄） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤厚雄） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤厚雄） 別に討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第7号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤厚雄） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（加藤厚雄） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（杉浦康憲） 議長、管理者。

○議長（加藤厚雄） 管理者。

○管理者（杉浦康憲） 大変お疲れさまでした。私どもから提案させていただいた議案につきまして、全て可決いただきまして、誠にありがとうございます。御可決を賜りました小規模基幹的設備改良工事にしましては、今後3年にわたり、施設の安定稼働と延命化を図るために、計画的に進めてまいりたいと思います。

議員各位におかれましては、今後とも、当組合の環境行政の推進、そして住民の皆様の安心安全な生活環境の確保に向け、なお一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げまして、お礼の挨拶とかえさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（加藤厚雄） 以上で、今期定例会の附議事件は全て終了いたしました。

よって、令和8年第2回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会いたします。

御慎重御審議、誠にありがとうございました。

(午後 2 時57分閉会)

以上は、令和８年６月３日に行われた令和８年第２回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和８年６月３日

臨時議長 加藤 厚 雄

議 長 加藤 厚 雄

議 員 森 下 敏 弥

議 員 神 谷 直 子